

新	旧																																																																																																																																								
(諸経費) 第 1 5 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。 諸経費率表 <table><tr><th>純工事費(百万円)</th><th>諸経費率(%)</th><th>純工事費(百万円)</th><th>諸経費率(%)</th></tr><tr><td>10 以下</td><td><u>34.5</u></td><td>55 を超え 60 以下</td><td><u>22.4</u></td></tr><tr><td>10 を超え 12 以下</td><td><u>33.0</u></td><td>60 を超え 70 以下</td><td><u>21.5</u></td></tr><tr><td>12 を超え 14 以下</td><td><u>31.8</u></td><td>70 を超え 80 以下</td><td><u>20.9</u></td></tr><tr><td>14 を超え 16 以下</td><td><u>30.8</u></td><td>80 を超え 90 以下</td><td><u>20.3</u></td></tr><tr><td>16 を超え 18 以下</td><td><u>29.9</u></td><td>90 を超え 100 以下</td><td><u>19.8</u></td></tr><tr><td>18 を超え 20 以下</td><td><u>29.2</u></td><td>100 を超え 120 以下</td><td><u>18.9</u></td></tr><tr><td>20 を超え 22 以下</td><td><u>28.5</u></td><td>120 を超え 140 以下</td><td><u>18.2</u></td></tr><tr><td>22 を超え 24 以下</td><td><u>27.9</u></td><td>140 を超え 160 以下</td><td><u>17.6</u></td></tr><tr><td>24 を超え 26 以下</td><td><u>27.4</u></td><td>160 を超え 180 以下</td><td><u>17.1</u></td></tr><tr><td>26 を超え 28 以下</td><td><u>26.9</u></td><td>180 を超え 200 以下</td><td><u>16.7</u></td></tr><tr><td>28 を超え 30 以下</td><td><u>26.4</u></td><td>200 を超え 250 以下</td><td><u>15.8</u></td></tr><tr><td>30 を超え 35 以下</td><td><u>25.5</u></td><td>250 を超え 300 以下</td><td><u>15.1</u></td></tr><tr><td>35 を超え 40 以下</td><td><u>24.7</u></td><td>300 を超え 350 以下</td><td><u>14.6</u></td></tr><tr><td>40 を超え 45 以下</td><td><u>24.0</u></td><td>350 を超え 400 以下</td><td>14.1</td></tr><tr><td>45 を超え 50 以下</td><td><u>23.4</u></td><td>400 を超え 500 以下</td><td><u>13.4</u></td></tr><tr><td>50 を超え 55 以下</td><td><u>22.8</u></td><td>500 を超えるもの</td><td><u>12.8</u></td></tr></table> (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。 2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。 3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は<u>諸経費率に含まれている。</u> (様式第 1 から様式第 9 略) 【別記 8】非木造建物調査積算要領 (別添 1 非木造建物図面作成基準 略)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)	10 以下	<u>34.5</u>	55 を超え 60 以下	<u>22.4</u>	10 を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60 を超え 70 以下	<u>21.5</u>	12 を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70 を超え 80 以下	<u>20.9</u>	14 を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80 を超え 90 以下	<u>20.3</u>	16 を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90 を超え 100 以下	<u>19.8</u>	18 を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100 を超え 120 以下	<u>18.9</u>	20 を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120 を超え 140 以下	<u>18.2</u>	22 を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140 を超え 160 以下	<u>17.6</u>	24 を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160 を超え 180 以下	<u>17.1</u>	26 を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180 を超え 200 以下	<u>16.7</u>	28 を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.8</u>	30 を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>15.1</u>	35 を超え 40 以下	<u>24.7</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.6</u>	40 を超え 45 以下	<u>24.0</u>	350 を超え 400 以下	14.1	45 を超え 50 以下	<u>23.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.4</u>	50 を超え 55 以下	<u>22.8</u>	500 を超えるもの	<u>12.8</u>	(諸経費) 第 1 5 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。 諸経費率表 <table><tr><th>純工事費(百万円)</th><th>諸経費率(%)</th><th>純工事費(百万円)</th><th>諸 経 費 率 (%)</th></tr><tr><td>10 以下</td><td><u>24.9</u></td><td>55 を超え 60 以下</td><td><u>18.9</u></td></tr><tr><td>10 を超え 12 以下</td><td><u>24.2</u></td><td>60 を超え 70 以下</td><td><u>18.4</u></td></tr><tr><td>12 を超え 14 以下</td><td><u>23.6</u></td><td>70 を超え 80 以下</td><td><u>18.1</u></td></tr><tr><td>14 を超え 16 以下</td><td><u>23.1</u></td><td>80 を超え 90 以下</td><td><u>17.7</u></td></tr><tr><td>16 を超え 18 以下</td><td><u>22.7</u></td><td>90 を超え 100 以下</td><td><u>17.5</u></td></tr><tr><td>18 を超え 20 以下</td><td><u>22.3</u></td><td>100 を超え 120 以下</td><td><u>17.0</u></td></tr><tr><td>20 を超え 22 以下</td><td><u>22.0</u></td><td>120 を超え 140 以下</td><td><u>16.6</u></td></tr><tr><td>22 を超え 24 以下</td><td><u>21.7</u></td><td>140 を超え 160 以下</td><td><u>16.2</u></td></tr><tr><td>24 を超え 26 以下</td><td><u>21.5</u></td><td>160 を超え 180 以下</td><td><u>15.9</u></td></tr><tr><td>26 を超え 28 以下</td><td><u>21.2</u></td><td>180 を超え 200 以下</td><td><u>15.7</u></td></tr><tr><td>28 を超え 30 以下</td><td><u>21.0</u></td><td>200 を超え 250 以下</td><td><u>15.2</u></td></tr><tr><td>30 を超え 35 以下</td><td><u>20.5</u></td><td>250 を超え 300 以下</td><td><u>14.7</u></td></tr><tr><td>35 を超え 40 以下</td><td><u>20.1</u></td><td>300 を超え 350 以下</td><td><u>14.4</u></td></tr><tr><td>40 を超え 45 以下</td><td><u>19.7</u></td><td>350 を超え 400 以下</td><td>14.1</td></tr><tr><td>45 を超え 50 以下</td><td><u>19.4</u></td><td>400 を超え 500 以下</td><td><u>13.6</u></td></tr><tr><td>50 を超え 55 以下</td><td><u>19.1</u></td><td>500 を超えるもの</td><td><u>13.3</u></td></tr></table> (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。 2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。 3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は<u>別途考慮する。</u> (様式第 1 から様式第 9 略) 【別記 8】非木造建物調査積算要領 (別添 1 非木造建物図面作成基準 略)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸 経 費 率 (%)	10 以下	<u>24.9</u>	55 を超え 60 以下	<u>18.9</u>	10 を超え 12 以下	<u>24.2</u>	60 を超え 70 以下	<u>18.4</u>	12 を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70 を超え 80 以下	<u>18.1</u>	14 を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80 を超え 90 以下	<u>17.7</u>	16 を超え 18 以下	<u>22.7</u>	90 を超え 100 以下	<u>17.5</u>	18 を超え 20 以下	<u>22.3</u>	100 を超え 120 以下	<u>17.0</u>	20 を超え 22 以下	<u>22.0</u>	120 を超え 140 以下	<u>16.6</u>	22 を超え 24 以下	<u>21.7</u>	140 を超え 160 以下	<u>16.2</u>	24 を超え 26 以下	<u>21.5</u>	160 を超え 180 以下	<u>15.9</u>	26 を超え 28 以下	<u>21.2</u>	180 を超え 200 以下	<u>15.7</u>	28 を超え 30 以下	<u>21.0</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.2</u>	30 を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>14.7</u>	35 を超え 40 以下	<u>20.1</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.4</u>	40 を超え 45 以下	<u>19.7</u>	350 を超え 400 以下	14.1	45 を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.6</u>	50 を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500 を超えるもの	<u>13.3</u>
純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)																																																																																																																																						
10 以下	<u>34.5</u>	55 を超え 60 以下	<u>22.4</u>																																																																																																																																						
10 を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60 を超え 70 以下	<u>21.5</u>																																																																																																																																						
12 を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70 を超え 80 以下	<u>20.9</u>																																																																																																																																						
14 を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80 を超え 90 以下	<u>20.3</u>																																																																																																																																						
16 を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90 を超え 100 以下	<u>19.8</u>																																																																																																																																						
18 を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100 を超え 120 以下	<u>18.9</u>																																																																																																																																						
20 を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120 を超え 140 以下	<u>18.2</u>																																																																																																																																						
22 を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140 を超え 160 以下	<u>17.6</u>																																																																																																																																						
24 を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160 を超え 180 以下	<u>17.1</u>																																																																																																																																						
26 を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180 を超え 200 以下	<u>16.7</u>																																																																																																																																						
28 を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.8</u>																																																																																																																																						
30 を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>15.1</u>																																																																																																																																						
35 を超え 40 以下	<u>24.7</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.6</u>																																																																																																																																						
40 を超え 45 以下	<u>24.0</u>	350 を超え 400 以下	14.1																																																																																																																																						
45 を超え 50 以下	<u>23.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.4</u>																																																																																																																																						
50 を超え 55 以下	<u>22.8</u>	500 を超えるもの	<u>12.8</u>																																																																																																																																						
純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸 経 費 率 (%)																																																																																																																																						
10 以下	<u>24.9</u>	55 を超え 60 以下	<u>18.9</u>																																																																																																																																						
10 を超え 12 以下	<u>24.2</u>	60 を超え 70 以下	<u>18.4</u>																																																																																																																																						
12 を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70 を超え 80 以下	<u>18.1</u>																																																																																																																																						
14 を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80 を超え 90 以下	<u>17.7</u>																																																																																																																																						
16 を超え 18 以下	<u>22.7</u>	90 を超え 100 以下	<u>17.5</u>																																																																																																																																						
18 を超え 20 以下	<u>22.3</u>	100 を超え 120 以下	<u>17.0</u>																																																																																																																																						
20 を超え 22 以下	<u>22.0</u>	120 を超え 140 以下	<u>16.6</u>																																																																																																																																						
22 を超え 24 以下	<u>21.7</u>	140 を超え 160 以下	<u>16.2</u>																																																																																																																																						
24 を超え 26 以下	<u>21.5</u>	160 を超え 180 以下	<u>15.9</u>																																																																																																																																						
26 を超え 28 以下	<u>21.2</u>	180 を超え 200 以下	<u>15.7</u>																																																																																																																																						
28 を超え 30 以下	<u>21.0</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.2</u>																																																																																																																																						
30 を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>14.7</u>																																																																																																																																						
35 を超え 40 以下	<u>20.1</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.4</u>																																																																																																																																						
40 を超え 45 以下	<u>19.7</u>	350 を超え 400 以下	14.1																																																																																																																																						
45 を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.6</u>																																																																																																																																						
50 を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500 を超えるもの	<u>13.3</u>																																																																																																																																						

新	旧
(別添2 非木造建物図面作成基準 略) (別表 統計数量表 略) 別添3 非木造建物工事内訳明細書式 (1 略) (工事費の構成) 1 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は8に規定するものとする。 工事費の構成 (種目)－(科目)－(細目) 工事費 ├ 工事価格 ├ 工事原価 ├ 純工事費 ├ 直接工事費 ├ 共通仮設費 ├ 諸経費 └ 消費税相当分 A棟建築 A棟設備 B棟建築 B棟設備 屋外施設 (共通費) 現場管理費 一般管理費等配賦額 (3から5 略) (共通費) 6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。 ① 略 ② 諸経費は別記に定めるⅡ諸経费率表に基づき、次の式により算出するものとする。 諸経費＝純工事費×諸経费率 純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。 諸経费率：一発注（建築及び解体）を単位として、純工事費及び廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。	(別添2 非木造建物図面作成基準 略) (別表 統計数量表 略) 別添3 非木造建物工事内訳明細書式 (1 略) (工事費の構成) 2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は8に規定するものとする。 工事費の構成 (種目)－(科目)－(細目) 工事費 ├ 工事価格 ├ 工事原価 ├ 純工事費 ├ 直接工事費 ├ 共通仮設費 ├ 諸経費 └ 消費税相当分 A棟建築 A棟設備 B棟建築 B棟設備 屋外施設 (共通費) 現場経費 一般管理費等配賦額 (3から5 略) (共通費) 6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。 ① 略 ② 諸経費は別記に定めるⅡ諸経费率表に基づき、次の式により算出するものとする。 諸経費＝純工事費×諸経费率 純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。 諸経费率：一発注（建築及び解体）を単位として、純工事費及び廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

新	旧
諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。 諸経費 現場管理費 労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金 法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際 費、補償費、雑費、その他原価性経費配賦額 一般管理費等配賦額 一般管理費 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、 福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費 電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債 権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却 費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険 料、雑費 付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内 部留保金等） (7 略) (別記 I 共通仮設費率表 略)	諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。 諸経費 現場経費 労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、 法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際 費、補償費、雑費、その他原価性経費配賦額 一般管理費等配賦額 一般管理費 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、 福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費 電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債 権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却 費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険 料、雑費 付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内 部留保金等） (7 略) (別記 I 共通仮設費率表 略)

新				旧			
Ⅱ 諸経费率表				Ⅱ 諸経费率表			
純工事費(百万円)	諸経费率(%)	純工事費(百万円)	諸経费率(%)	純工事費(百万円)	諸経费率(%)	純工事費(百万円)	諸経费率(%)
10 以下	<u>34.5</u>	55 を超え 60 以下	<u>22.4</u>	10 以下	<u>24.9</u>	55 を超え 60 以下	<u>18.9</u>
10 を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60 を超え 70 以下	<u>21.5</u>	10 を超え 12 以下	<u>24.2</u>	60 を超え 70 以下	<u>18.4</u>
12 を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70 を超え 80 以下	<u>20.9</u>	12 を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70 を超え 80 以下	<u>18.1</u>
14 を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80 を超え 90 以下	<u>20.3</u>	14 を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80 を超え 90 以下	<u>17.7</u>
16 を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90 を超え 100 以下	<u>19.8</u>	16 を超え 18 以下	<u>22.7</u>	90 を超え 100 以下	<u>17.5</u>
18 を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100 を超え 120 以下	<u>18.9</u>	18 を超え 20 以下	<u>22.3</u>	100 を超え 120 以下	<u>17.0</u>
20 を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120 を超え 140 以下	<u>18.2</u>	20 を超え 22 以下	<u>22.0</u>	120 を超え 140 以下	<u>16.6</u>
22 を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140 を超え 160 以下	<u>17.6</u>	22 を超え 24 以下	<u>21.7</u>	140 を超え 160 以下	<u>16.2</u>
24 を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160 を超え 180 以下	<u>17.1</u>	24 を超え 26 以下	<u>21.5</u>	160 を超え 180 以下	<u>15.9</u>
26 を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180 を超え 200 以下	<u>16.7</u>	26 を超え 28 以下	<u>21.2</u>	180 を超え 200 以下	<u>15.7</u>
28 を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.8</u>	28 を超え 30 以下	<u>21.0</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.2</u>
30 を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>15.1</u>	30 を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>14.7</u>
35 を超え 40 以下	<u>24.7</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.6</u>	35 を超え 40 以下	<u>20.1</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.4</u>
40 を超え 45 以下	<u>24.0</u>	350 を超え 400 以下	14.1	40 を超え 45 以下	<u>19.7</u>	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	<u>23.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.4</u>	45 を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.6</u>
50 を超え 55 以下	<u>22.8</u>	500 を超えるもの	<u>12.8</u>	50 を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500 を超えるもの	<u>13.3</u>
注) 1. 本表の諸経费率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。				注) 1. 本表の諸経费率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。			
2. 本表の諸経费率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経费率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。				2. 本表の諸経费率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。 なお、本表の諸経费率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。			
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用 <u>は諸経费率に含まれている。</u>				3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用 <u>の対応は別途考慮する。</u>			
【別記 1 0】 附帯工作物調査算定要領				【別記 1 0】 附帯工作物調査算定要領			
(第 1 章から第 2 章 略)				(第 1 章から第 2 章 略)			
第 3 章 算 定 (補償額の構成)				第 3 章 算 定 (補償額の構成)			
第 6 条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。				第 6 条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。			